



平成 22 年 6 月 16 日

各 位

会社名 株式会社ユニバーズ
代表者名 代表取締役社長 三浦 紘一
(コード番号：3078 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 高橋 清俊
(TEL. 0178-21-1888)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年6月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年7月15日開催予定の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業の拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、所要の変更を行うものであります。
- (2) 監査体制の一層の充実強化に備えるため、現行定款第34条（監査役の員数）の上限を3名から4名へ変更するものであります。
- (3) 上記のほか、表現の変更および字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目的) 第2条 (条文省略) 1. ～5. (条文省略) 6. 不動産の保有、 <u>賃貸ならびに管理</u> 7. ～8. (条文省略) 9. 動産の賃貸ならびにリース業 10. クレジットカード業および代金前払い方式の磁気カードの発行および販売 11. ～13. (条文省略) (現行定款第17号より移設) <u>14. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u> 15. ～16. (条文省略) <u>17. 生命保険の募集に関する業務</u>	第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～5. (現行どおり) 6. 不動産の保有、 <u>賃貸および管理</u> 7. ～8. (現行どおり) 9. 動産の賃貸およびリース業 10. クレジットカード業ならびに代金前払い方式の磁気カードの発行および販売 11. ～13. (現行どおり) <u>14. 生命保険の募集に関する業務</u> (削る) 15. ～16. (現行どおり) (変更案第14号に移設)

現 行 定 款	変 更 案
<p>18. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>19. <u>ホテル経営</u></p> <p>20. <u>ホテル経営指導</u></p> <p>21. <u>総合リース業</u></p> <p>22. <u>喫茶店の経営</u></p> <p>23. <u>ホテルネットワーク加盟ホテルの 利用顧客に対するポイントカードの 発行および精算に関する業務</u></p> <p>24. <u>金銭の貸付、金銭の貸借の媒介お よび計算事務代行業務</u></p> <p>25. <u>各種広告・宣伝業務ならびに雑誌、 書籍その他印刷物の制作および販売 業務</u></p> <p>26. <u>コンピュータ機器、事務用機器等 の販売・斡旋業務ならびにレンタル およびリース業務</u></p> <p>27. <u>観光・旅行、宿泊、飲食等に関す る調査および需要予測の受託ならび に経営コンサルタント業務</u> (新 設)</p> <p>28. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p>17. (現行どおり) (削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>18. (現行どおり)</p> <p>19. (現行どおり)</p> <p>20. (現行どおり) (削る)</p> <p>21. <u>公共料金等の収納代行業、集金代 行業および支払代行業</u></p> <p>22. (現行どおり)</p>
<p>第3条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の不統一行使)</p> <p>第17条 会社法313条第2項に定める議 決権の不統一行使の通知方法は、書 面または電磁的方法によって行うこ ととする。</p>	<p>(議決権の不統一行使)</p> <p>第17条 会社法第313条第2項に定める 議決権の不統一行使の通知方法は、 書面または電磁的方法によって行う こととする。</p>
<p>第18条～第31条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第31条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条</p> <p>1. 当社は、取締役(取締役であつ た者を含む)の会社法第423条第 1項の賠償責任について、その取締 役が職務を行うにあたり善意でかつ 重大な過失がない場合は、取締役会 の決議によって、法令に定める限度 額の範囲内で、その責任を免除する ことができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条</p> <p>1. 当社は、取締役(取締役であつ た者を含む。)の会社法第423条 第1項の賠償責任について、その取締 役が職務を行うにあたり善意でかつ 重大な過失がない場合は、取締役会 の決議によって、法令に定める限 度額の範囲内で、その責任を免除す ることができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第34条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第35条～第42条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条</p> <p>1. 当社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任についてその監査役が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第44条～第51条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第34条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第35条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条</p> <p>1. 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、<u>その</u>監査役が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第44条～第51条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 7 月 15 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 22 年 7 月 15 日 (予定)

以 上